

第 1 編 総論

第1章 計画策定の基本的事項

1-1 計画策定の背景

環境に対する意識の高まりを背景とした市民や事業者のごみ減量意識の定着や、経済動向の低迷を受け、大東市（以下、「本市」という。）のごみ排出量は、平成18年（2006年）度をピークに減少傾向が続いています。その後、経済動向の回復の影響等により、ごみ減量の速度は鈍化し、本市の近年のごみ排出量は横ばいに近い状態となっています。

こうした状況の中、国では、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、様々な主体による循環型社会の形成に関する取組の促進に力を入れています（図1）。国が平成30年（2018年）に策定した第5次環境基本計画や、第4次循環型社会形成推進基本計画では、SDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくという方向性を掲げています。



出典：国際連合広報センター

図1 SDGsの17のゴール

1-2 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項」に基づき策定される計画であり、本市の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すものです。

大東市一般廃棄物処理基本計画は、第4期計画（以下、「前計画」という。）の改訂から見直しの目安となる5年が経過したこと、また、平成28年（2016年）に改正された国の廃棄物処理基本方針や、本市の近年の人口減少を踏まえた新たな将来人口予測等、本市のごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応し、一般廃棄物の3Rや適正処理を総合的、計画的に推進するため、第5期計画（以下、「本計画」という。）として見直しを図るものです。

1-3 計画の位置付け

本計画の位置づけを図2に示します。一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。策定にあたっては、「大東市総合計画」及び「第2期大東市環境基本計画」、また国や大阪府が策定する計画とも整合を図り、取りまとめています。

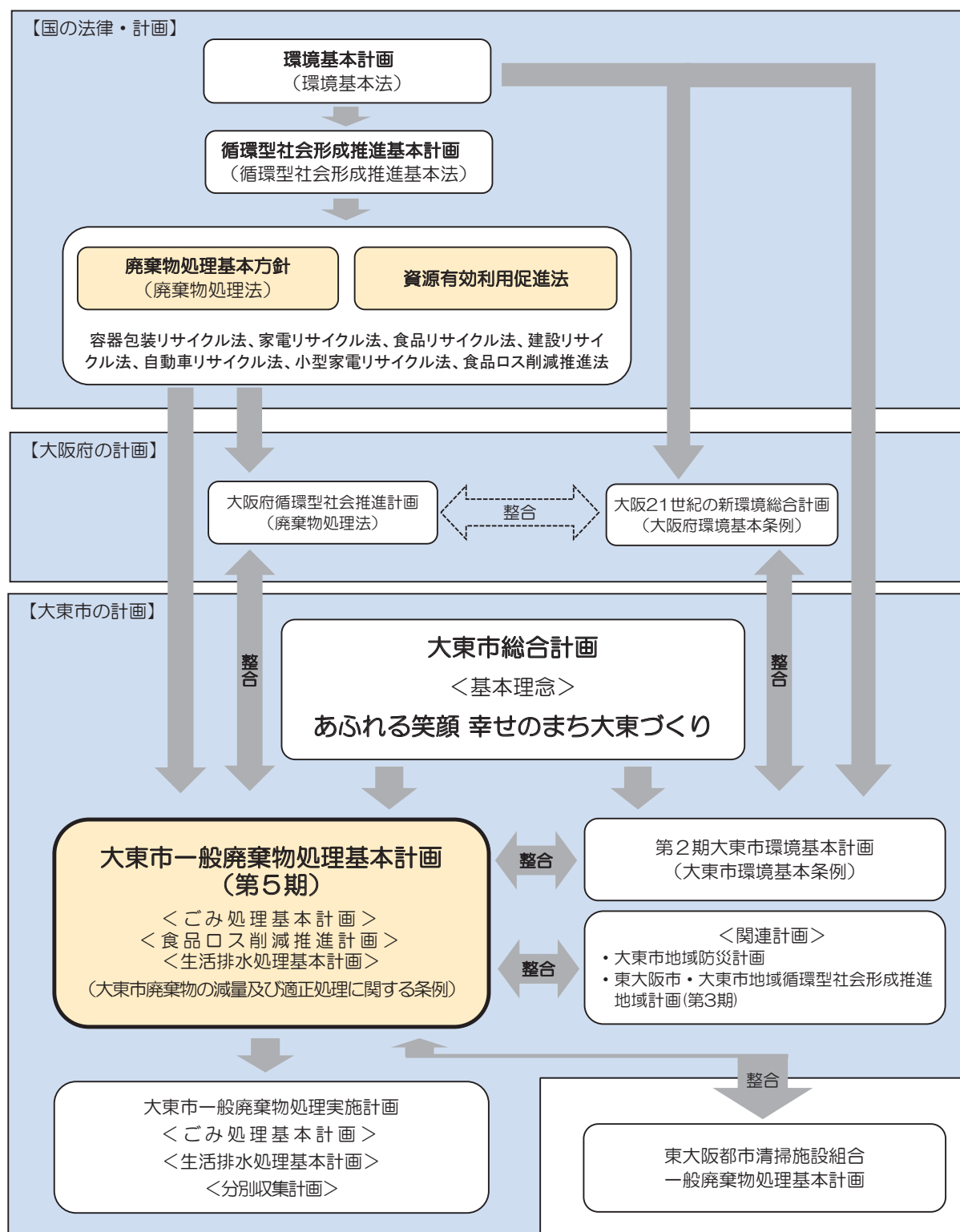


図2 本計画の位置付け

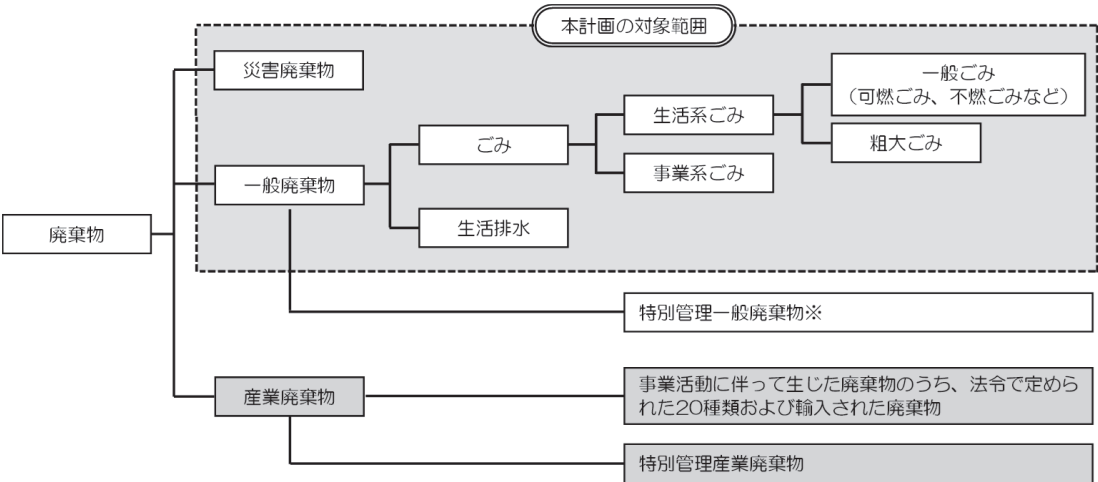
1-4 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

1-5 計画対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。

廃棄物の区分を図3に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことをいいます。



※特別管理一般廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそがある性状を有する一般廃棄物(PCB使用部品、廃水銀、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)。

図3 本計画の対象範囲

1-6 計画対象期間

本計画の対象期間は、令和3年（2021年）度から令和12年（2030年）度の10カ年の計画とし、令和7年（2025年）度を中間目標年度とします（図4）。

中間目標年度において、計画の達成状況を評価し、計画の見直しを行います。また、本市の一般廃棄物処理行政を取り巻く環境に大きな変化があった場合についても、その機会ごとに見直しを行うこととします。

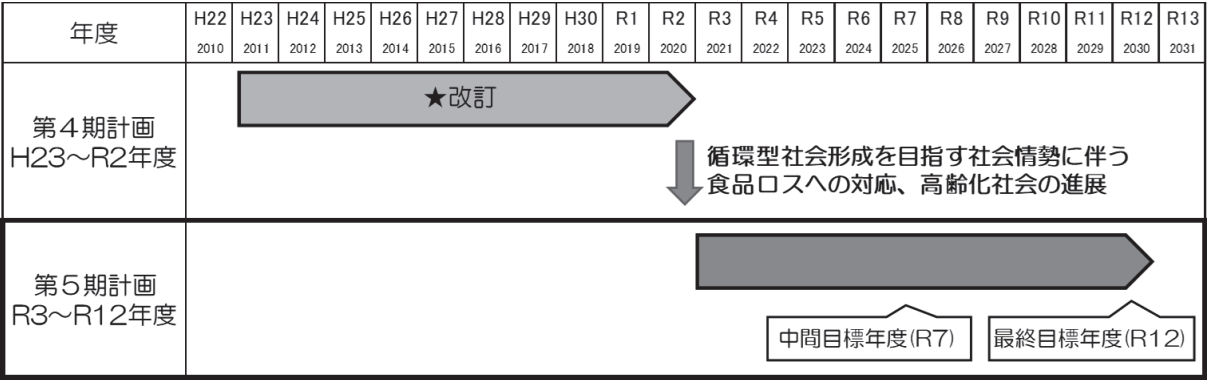


図4 計画対象期間

第2章 大東市の概要

2-1 地勢概要

本市は、大阪府の東部にあって、河内平野のほぼ中央に位置し、西は大阪市、北は門真市・寝屋川市・四條畷市、南は東大阪市、東は生駒山系を境に奈良県に接しています（図5）。

面積は18.27km²であり、東西に7.5km、南北に4.1kmの広がりがあり、府下43市町村の中で、面積では30番目の大きさとなっています。また、市域は、府道枚方富田林泉佐野線をはさんで、東部は「金剛生駒紀泉国定公園」を含む山間部が三分の一を占めており、西部には海拔3m以下の平野部が広がっています。

大阪市内及び京都府南部方面へは、JR学研都市線（JR東西線）で結ばれ、道路も市のほぼ中央を南北に外環状線（国道170号）、東西を府道大阪生駒線が走り、交通の便にもたいへん恵まれています。

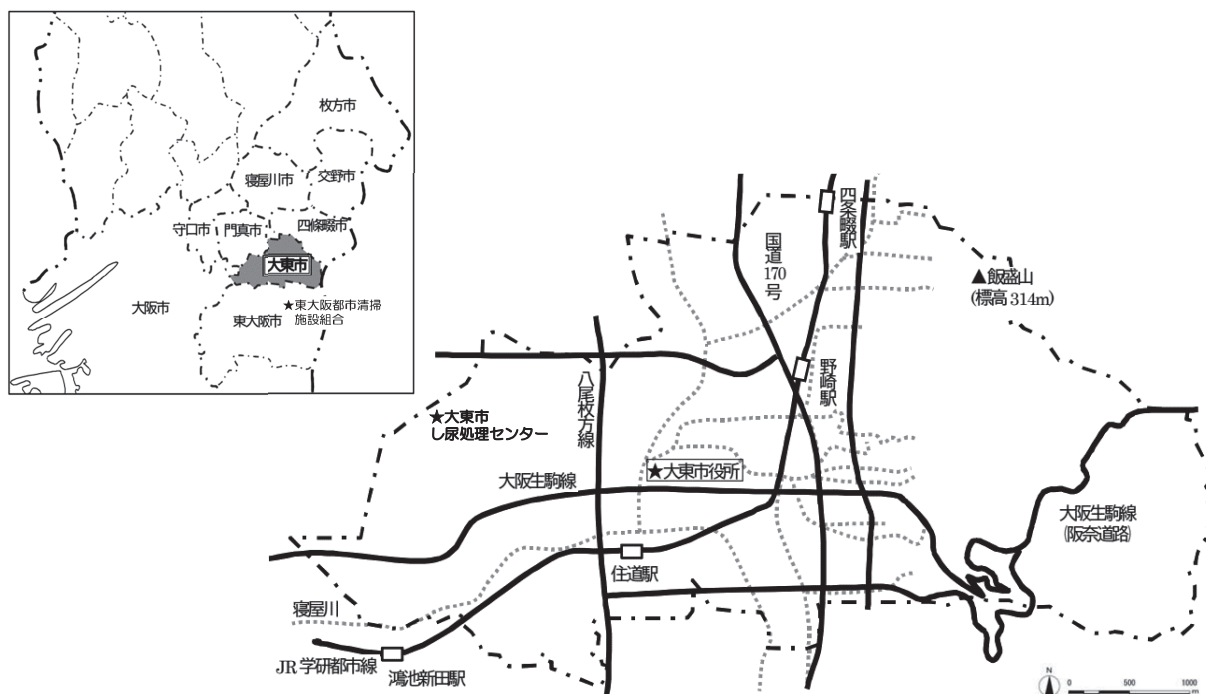
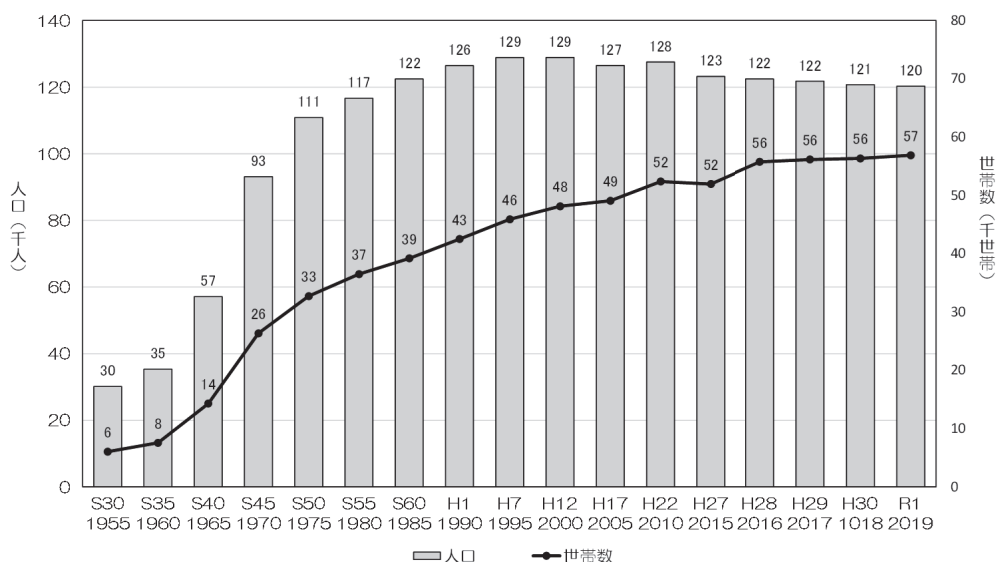


図5 本市の位置及び地理

2-2 人口・世帯の概況

(1) 人口と世帯数の推移

人口と世帯数の推移を図6に示します。市内の人口は昭和35年（1960年）～45年（1970年）頃の約10年間に急激に増加し、その後も年々増加が続きましたが、平成12年（2000年）をピークに、近年は減少傾向となっています。一方、世帯数は増加傾向が続いています。令和元年（2019年）12月末時点の人口は120,285人、世帯数は56,878世帯となっています。平成12年（2000年）と比較すると、人口は約7%減少、世帯数は約18%増加となっています。

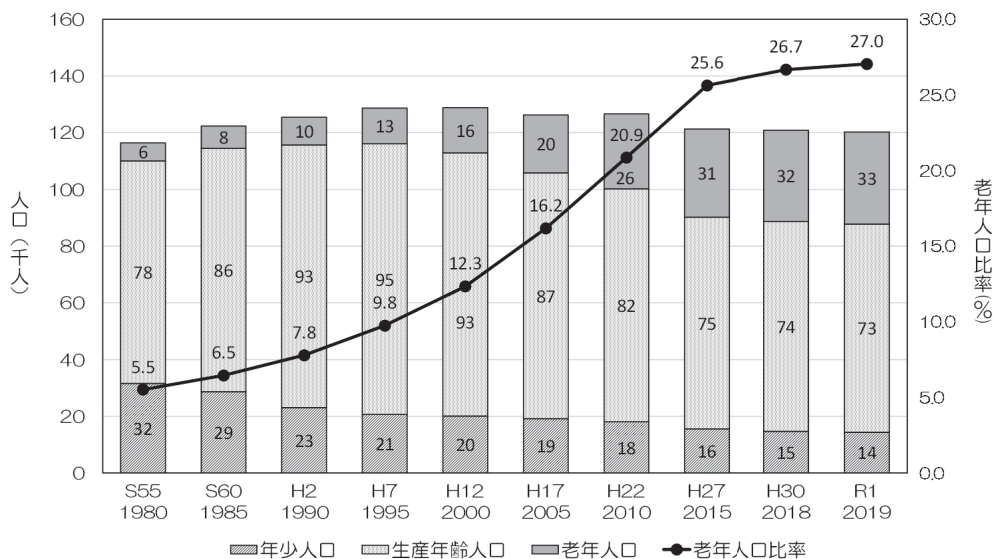


出典：平成27年（2015年）までは国勢調査（各年10月1日現在）
 平成28年（2016年）以降は大東市統計書（住民基本台帳、各年12月31日現在）

図6 人口と世帯数の推移

（2）人口構成の推移

本市の人口構成の推移は図7のとおりです。平成30年（2018年）の老年人口比率*1は全国平均の28.1%に対して本市は26.7%であり、高齢化の進行は緩やかですが、平成27年（2015年）から令和元年（2019年）の4年間に、本市の老年人口比率は約1.4%増えており、高齢化は着実に進行しています。



出典：平成27年（2015年）までは国勢調査（各年10月1日現在）、平成30年（2018年）は全国平均との対比のため住民基本台帳（9月末日現在）、令和元年（2019年）は住民基本台帳（12月31日現在）の値。
 ※年少人口：0歳～14歳、生産年齢人口：15歳～64歳、老年人口：65歳以上

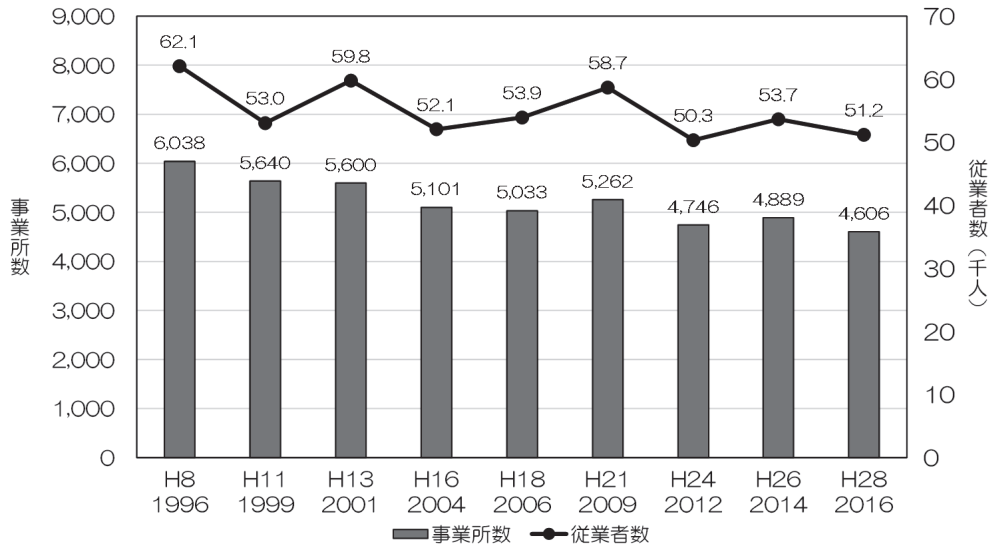
図7 年齢3区分別人口の推移

*1 老年人口比率とは、総人口に占める65歳以上の人口が占める割合です。

2-3 産業の概況

(1) 事業所数・従業者数の推移

本市の事業所数・従業者数は、図8に示すように、いずれも平成8年（1996年）以降は減少傾向にあります。

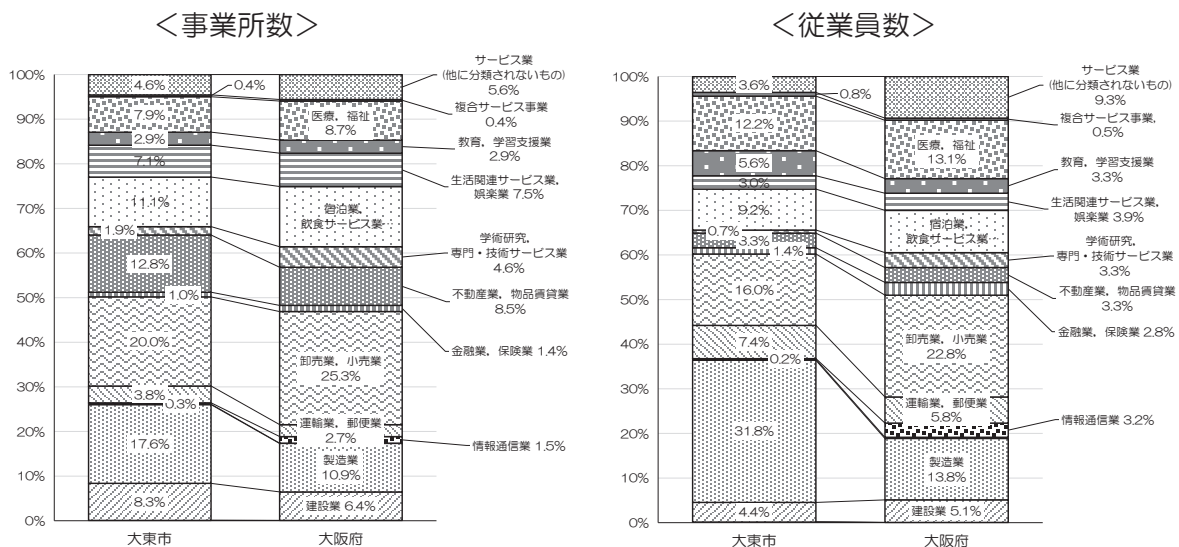


出典：経済センサス基礎調査、活動調査

図8 事業所数・従業者数の推移

(2) 業種別の事業所数・従業者数の構成

本市の業種別の事業所数・従業者数の構成を図9に示します。事業所数では卸売業・小売業、製造業、不動産業・物品賃貸業が多く、従業者数では製造業、卸売業・小売業、医療・福祉が多くなっています。大阪府の平均と比較すると製造業の比率が高く、事業所数で約1.6倍、従業者数で約2.3倍となっています。



出典：平成30年度大阪府統計年鑑（表4-3）

図9 業種別事業所数と従業員数の構成

